

○7番（深谷渉議員） おはようございます。7番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、マイナンバーについてでございます。マイナンバーの交付率と普及対策についてお伺いいたします。

社会保障と税の共通番号マイナンバーを活用して、国や地方自治体が行政手続に必要な個人情報のやりとりをする情報連携の本格運用が先月11月からスタートいたしました。マイナンバーは、社会保障と税、災害対策に関する事務の手続に限って利用されるもので、マイナンバー制度の情報連携により、住民にとって行政手続がしやすくなります。それに先だって、昨年からのマイナンバーカードの交付が始まっておりますが、その交付率の現状についてお伺いをいたします。また、マイナンバーカードの交付の普及に向けた対策について、あわせてお聞かせください。

マイナンバー制度による情報連携マイナポータルについてお伺いをいたします。

この情報連携により、専用システムを使い、法律で定められた住民情報を都道府県や市町村など、約1,800団体の間でやりとりが可能になります。その結果、住民が社会保障関連の給付を役所の窓口申請の際、これまで必要だった住民票の写しや課税証明といった書類の提出が要らなくなり、住民にとって利便性が格段に向上し、行政側も事務の効率化が図れます。その内容と利便性を具体的にお伺いいたします。

また、マイナンバーをさらに普及させるためには、多くの住民が利用しやすいと感じる取り組みが求められておりました。その一歩として、内閣府がマイナンバーの個人向けサイトマイナポータルを立ち上げましたが、その内容を具体的にお伺いいたします。

今まで行政の子育てサービスを受けるには、住民票の写しや課税証明書など、さまざまな添付書類と申請書を用意した上で役所の窓口へ提出する必要がございました。しかし仕事や育児で忙しい子育て世代にとっては、書類の準備や提出するための時間を確保するのはなかなか大変です。このため政府は、マイナポータルを活用してできるだけ申請手続の負担軽減を図りたいとして、24時間どこからでも申請できる仕組みを作りました。

マイナポータルでは、子育てワンストップサービスの電子申請が利用でき、10月30日現在、既に人口カバー率で約10%に当たる152の自治体が利用可能になり、今年度中には約65%に当たる自治体が導入する予定であると聞いております。本市ではまだ利用できない状況のようですが、本市の子育てワンストップサービスの電子申請が利用可能となる時期の見通しや、現在の準備状況とともに、子育てワンストップサービスを具体的にわかりやすくご説明していただき、その利用促進についてお伺いをいたします。

続きまして、がん対策についてお伺いをいたします。

初めに、乳がんの対策についてでございます。

前回の議会に引き続き、がん対策についてでございますけれども、政府は2022年度までのがん対策の方針となる第3期がん対策推進基本計画を10月24日に閣議決定いたしました。同計画は、「がん対策基本法」で政府に作成が義務づけられ、5年以内の見直しも定められております。今回の計画では、予防、医療の充実、共生の3本柱に研究や人材育成、教育などの基盤整

備を進めることで、がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指すとうたっております。

3本柱の予防について、どのような目標を掲げたのかを少し申し述べます。

がんのリスクを減少させるため、最も重要な一次予防では、成人喫煙率12%以下との目標を維持し、新たに妊娠中の喫煙をなくすとしました。がんの早期発見、治療につなげる二次予防では、自治体の行う検診の受診率を現在の30%から40%を50%にし、要検査とされた人の精密検査受診率を現在の65%から85%を90%にそれぞれ引き上げます。そこで、本市のがん対策の中でも乳がんの検診率の推移についてお伺いをいたします。

国立がんセンターのがん対策情報センターが発表しているデータによれば、1975年から2010年までの間に、乳がんの患者数は約6倍、死亡者数は約4倍に増加しております。また、2012年時点での男女別の部位別がん患者数のランキングでは、女性がかかるがんの1位は乳がんで、2位の大腸がんと比較しても患者数は1万人以上差があります。本年乳がんの治療をして亡くなられた有名人のブログが涙を誘い、世界的に話題になりました。現在では日本の女性の12人に1人が乳がんにかかると言われております。また、若い女性を中心にさらに年々増加傾向にあるとのございます。本市の乳がん検診の現状について、また、そこから見えてくる課題についてお伺いをいたします。

乳がんは自己検診により自分で発見できる唯一のがんでございます。早期に発見し適切な治療を受ければ、治癒率は約90%と言われております。そのためには、専門機関での定期検診に加え、月1回程度の自己検診、セルフチェックでその変化を見つけることも大切でございます。検診率を向上させるための対策と、また早期発見、特に自己検診による発見の対策についてお伺いをいたします。

次に、学習指導要領改訂についてお伺いをいたします。

学習指導要領改訂内容についてでございます。

文部科学省は、2020年度から順次実施され2030年ごろまでの学校教育基準を定めた小中学校学習指導要領改訂を今年の3月に公示しました。その内容は、グローバル化に対応するため、英語を小学5、6年で教科化するほか、小中学校ともに討論や発表などを通し、自ら課題を見つけて解決する力を育成する主体的・対話的で深い学びを各教科で導入します。児童生徒の語彙力や読解力アップに向けた新聞、本の活用に加え、論理的な思考力を身に付けるプログラミング教育も小学校で必修化します。いずれも基礎的な学力を形成するための学習量を維持しつつ、授業の質を高め、そして思考力や判断力を養うことに力点が置かれております。

次期指導要領は全面実施までの準備期間が大切であり、とりわけ教員への負担の目配りも忘れてはならないと考えます。そこで次期学習指導要領の改訂内容のポイントをどのように捉えているのかお伺いをいたします。あわせて、次期指導要領改訂に関する今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

次に、英語教育、プログラミング教育の本市の取り組みと新学習指導要領全面実施までの取り組みについてお伺いをいたします。

学習指導要領の改訂に携わった奈良学園大学の梶田叡一学長は、次のように述べられております。「今やアジアの中学、高校生が英語で交流する時代に入った。既に英語は国際的なコミュニケーションの道具であるが、日本は立ち後れている。英語教育の低年齢化は必然の流れと言えよう」と、今まで小学校は外国語活動として、英語が5、6年で必修化されていましたが、次期指導要領では、先ほど述べましたように教科化されます。移行措置として来年度から具体的に実施する地域もあり、低学年の保護者などは、いつからどう変わるのだろうと気になっているところがございます。そこで、本市の小学校の英語教育の現状と正式教科になるまでの段階的取り組みについてのご所見をお伺いいたします。

文部科学省は、本年7月13日、大学入試センター試験にかえて2020年度に始める新共通テスト大学入試共通テストの実施方針を策定し、公表いたしました。英語は「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能をはかるため、民間試験を活用します。英語は23年度まではセンターが作成する「読む」「聞く」を試すマークシート式の出題も継続し、民間試験と併存させます。大学はマークシート式か民間試験、あるいは両方を活用できます。活用する民間試験は、英検やTOEICなどの資格検定試験のうち、必要な水準や要件を満たす試験をセンターが認定します。そうなりますと、小学校から英語が教科化されるのとあわせ、英語検定試験が注目されるようになります。そこで本市として英語検定料の補助金制度を作り、児童生徒が誰でも希望すれば英語検定試験に挑戦できるように、夢を与える援助をしていく必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

先ほど奈良学園大学の梶田叡一学長は、「今回の学習指導要領の特徴の一つは、国際標準を意識し、どの国も共通して学ぶ重要な内容を精査し盛り込んだ点だ。グローバル社会の中で日本の子どもだけが知らないでは国際社会から取り残される。特に人工知能(AI)に象徴されるように科学技術が急速に進歩する中、各国は知恵を絞り、その基盤となる内容を教育に取り入れている。論理的思考力をはぐくむプログラミング教育の小学校での必修化などは、その文脈上にある」と述べております。既にプログラミング教育を先行して行っている自治体も多々あるようにございますが、本市の取り組みについてお伺いをいたします。

続きまして、安全・安心な対策についてお伺いいたします。

AEDの屋外移設についてでございます。

AEDの設置施設におけるその設置場所についての質問ですが、現在、市の施設では67台のAEDが設置されておりますが、全てが施設の屋内設置であります。休日や夜間などはAEDの設置されている施設が施錠された状態では当然利用することはできません。しかし学校施設を夜間開放時に利用する市民の方や、AED施設周辺の市民の方など、いざというときに施設に鍵がかかっている状態では利用できなくては意味を持ちません。

このような状況でのAEDの使用を可能にするためには、設置場所を屋内から屋外にすることが求められます。当然AEDは精密機器なので、屋外設置に耐えられる収納ボックスが必要になりますが、その課題を解決した屋外型収納ボックスが開発されており、ここ数年で屋外移設が進んできております。本市でも24時間いつでもAEDが利用できるようにして、市民への安全・

安心を確保していただきたいと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、防犯カメラ設置についてお伺いいたします。

犯罪抑止効果や警察への犯罪捜査等、防犯カメラの有用性については、技術の進歩とともに急速に高まっております。そこで2019年の茨城国体を控え、ソフトボールの開催地となっている本市でも、県内外から多くの競技関係者やその支援者が集まってきます。安全・安心なまちとしてその対策は万全を期さなければなりません。会場となる山吹運動公園や白羽スポーツ広場を中心に、防犯カメラの設置は検討する必要があると考えます。

また、動く防犯カメラとして、ドライブレコーダーの有用性も注目され、公用車等に搭載して防犯対策に活用している自治体も増えてきました。ドライブレコーダーが有効なのは運転中だけではありません。駐車監視モード付きのドライブレコーダーもあり、この機能で駐車中も防犯カメラの役目を担います。警察署と撮影画像の管理に関する協定などを締結し、迅速に捜査協力できる体制を整えることにより、さらなる犯罪抑止効果が出て、安全・安心のまちづくりができるものと考えます。防犯カメラの設置が難しいのであれば、このような取り組みも有効ではないでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、身障者用等の駐車場についてでございます。

先日、市外から常陸太田に来られた障害者の方からご連絡をいただきました。常陸太田市の道の駅に寄って楽しんできたという内容でしたが、最後に、「なぜ障害者用の駐車場のすぐ近くに喫煙所を設けているのか」という指摘がありました。「障害者は健常者より周りに敏感になっている。障害者の中には内部障害を持っている人もいます。喫煙所の位置を変える必要があるのではないか」とのことでした。その後、私も注意をいたしまして、身障者用の駐車場に立ってみました。喫煙所は数人入るとその外でも喫煙する方もいて、風向きに寄っては臭いがかかり気になります。身障者用駐車場と喫煙所の位置の問題について何らかの解決を求めますが、ご所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

**○益子慎哉議長** 答弁を求めます。市民生活部長。

〔西野千里市民生活部長 登壇〕

**○西野千里市民生活部長** マイナンバーについてのご質問で、マイナンバーカードの交付率と普及対策についての2点のご質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードの交付率の現状についてでございますが、平成28年1月に交付が始まりまして、本庁及び各支所で交付しており、10月31日現在、4,617件を交付し、交付率は8.7%という状況でございます。今年度の月平均の交付件数は73件となっております。

なお、茨城県の交付率は9.8%、全国では10.0%という状況でございます。

次に、普及に向けた対策についてでございますが、これまで国を中心としまして、各種メディアを利用した広報や初回発行手数料の無料化、パソコン、スマートフォンからのオンライン申請など、さまざまな普及策がとられてきております。当市におきましても「広報ひたちおおた」や市のホームページの中で、マイナンバー制度の概要やマイナンバーカードの申請、受け取り等に

ついて周知を行ってまいりました。

マイナンバーカードを作ることによるメリットといたしましては、マイナンバーを証明する書類として運転免許証などと同様に身分証明書として利用できることや、市役所に設置しております証明書自動交付機に使用できること、さらには、行政手続等において本人確認のための書類が省略できることなどがございますし、また国においては、マイナンバーカードの多様な活用方策の検討などが進められていることから、今後は市の独自の住民サービスも含めまして、利活用の範囲がさらに広がっていくことが期待されます。

こうしたマイナンバーカードのメリット等を引き続き「広報ひたちおた」や市のホームページ等を通して広く市民にPRするとともに、マイナンバーカード制度についてより理解を深めていただくために、出前講座の開催や成人式でのチラシ配布などの啓発活動を実施してまいります。あわせて、窓口におきましても住民基本台帳カードの期限の切れた方へのマイナンバーカードの申請を奨励したり、高齢によりまして運転免許証を返納する方へマイナンバーカードが公的な身分証明書として利用できる旨の説明をするなど、警察署等関係機関と連携を図りまして、折に触れて窓口来庁者等にマイナンバーカードの利活用について丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

今後も国や県等からの情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携によりまして情報の共有と発信に努め、マイナンバー制度を広く市民の皆様にご理解いただくことによりまして、マイナンバーカードのさらなる普及促進に努めてまいります。

**○益子慎哉議長** 総務部長。

〔加瀬智明総務部長 登壇〕

**○加瀬智明総務部長** マイナンバーについての総務部関係の2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、情報連携による行政手続の利便性についてでございますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」で定める情報連携が11月13日から本格的に稼働いたしました。

この情報連携によりまして、「マイナンバー法」別表第2に定めております福祉や介護、医療、税分野等における事務手続を行う際に、国が整備いたしました情報提供ネットワークシステムを通じ、他の行政機関が保有いたします情報をオンラインで照会することによりまして、市民の皆様が申請時に添付する必要がございました証明書類の省略が可能となったものでございます。

具体的な例で申し上げますと、本市に転入してきた方が児童手当の申請をする際、転入前の市区町村が発行しました課税証明書の添付が必要でございましたが、情報連携開始後におきましては、転入前の市区町村の保有する申請者の所得情報を情報提供ネットワークシステムにより照会することが可能となり、課税証明書の添付が省略できるものでございます。

次に、マイナポータルについてでございますが、マイナポータルとは、国が整備いたしましたマイナンバーのインターネット個人向けのサイトでございます。

主な機能を申し上げますと、行政機関の保有する税関係情報や社会保障給付に関する情報、情報提供ネットワークシステムを利用して行政機関同士で行った個人情報のやりとりの記録などが

確認できるものでございます。また、行政機関から配信されるさまざまなお知らせを受信することや、この後ご説明をいたします子育てワンストップサービスで行う行政サービスの申請手続等をオンラインで行われる機能も備わっております。

マイナポータルの利用には、マイナンバーカードやパソコン等が必要となっておりますが、市役所に出向かずに各種申請の手続が行えるなど、市民の皆様にとって利便性の高いものとなっております。今後は本格的に稼働をいたしました情報連携による行政手続の簡略化と市民の皆様の利便性の向上が図られるマイナポータルの利用促進に向け、マイナンバーカードの普及促進を積極的に周知してまいりたいと考えております。

続きまして、安心・安全の対策についての中での、動く防犯カメラとして市所有の車へのドライブレコーダーの搭載についてのご質問にお答えいたします。

ドライブレコーダーは、事故発生時の責任の明確化と処理の迅速化や運転者の安全運転意識の向上だけにとどまらず、副次的な効果といたしまして、機種によっては防犯カメラの役割も有していることは承知をいたしております。

県内各市町村のドライブレコーダーの搭載状況でございますが、目的は事故発生時の対応が主なものであり、防犯カメラとして搭載を進めておる市町村は現在のところございません。本市の公用車においても救急車、ポンプ車の一部のみ搭載をしておりますが、一般の公用車には搭載をしていない状況でございます。

全国的には、警察と協定を締結しまして犯罪捜査の情報提供をしている市町村等もございしますが、本市といたしましては、太田警察署より、国体開催を踏まえ、会場及びその周辺や交通要所など必要な箇所への防犯カメラの設置の要請がございします。今後、国体実行委員会及び関係各課で防犯カメラの設置について検討してまいります。本市の各施設には、防犯カメラの設置が少ない状況でございますので、警察との連携を図りながら、ドライブレコーダーよりもまず防犯カメラの設置が優先であると考えております。

**○益子慎哉議長** 保健福祉部長。

〔滑川裕保健福祉部長 登壇〕

**○滑川裕保健福祉部長** 保健福祉部関係の2項目についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、1項目めのマイナンバーにおけるマイナンバー制度による情報連携とマイナポータルのご質問のうち、3点目の子育てワンストップサービスの運用予定とその利用の促進でございますが、子育てワンストップサービスにつきましては、地方公共団体において、子育て世帯の負担軽減を図るため、妊娠、出産、育児などの子育てに関連する申請等について、マイナンバーカードを用いてのオンライン化により関連サービスのワンストップ化を図るものでございます。

具体的に申し上げますと、次の4制度、「児童手当」につきましては、認定請求などの10手続、「保育」につきましては、保育園入園などの3手続、「母子保健」につきましては、妊娠届の1手続、「児童扶養手当」につきましては、現況届の1手続、計15の手続のオンライン化を実施するものでございます。このサービスは、平成28年度より国がマイナンバー制度を活用した子育て行政サービスの変革を掲げ、オンラインによる施策メニューの検索、申請、申請内容の

確認及び自治体からのお知らせなどが可能となるよう、マイナポータルの運用開始に合わせ、ニーズの高い先の4制度が優先して検討がなされてきたものでございます。

本市におきましても、これらの状況を踏まえ今年度に入り種々の調整を行ってまいりましたが、申請等において既存の基幹系業務システムとマイナポータル、県及び県内全市町村において共同アウトソーシングをしております電子申請届出システムとの間でデータの授受が必要となることから、本年9月に年度内の手続を必要とする児童扶養手当の現況届を除く3制度14手続にかかわるシステム改修委託料として39万9,000円を補正計上させていただいたものでございます。

現在の進捗状況といたしましては、電子申請届出システムと基幹系業務システムとの連携テストを行っている段階でございます。今後は準備が整い次第、基幹系業務システムの改修を実施するとともに、3制度14手続につきましては、2月実施予定の児童手当の認定請求を初めとして、本年度内を目途に可能な手続から順次運用開始となるよう進めてまいりたいと考えております。また、児童扶養手当につきましては、制度上現況届の提出が毎年8月となることから、30年度の予算による対応とし、申請時には運用開始となるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

また、運用開始の際には、この制度の利便性について市広報紙、ホームページなどのさまざまな媒体とともに、子育てに係る団体との連携を図り、PR、周知に努め、利用の促進を図ってまいります。

続きまして、2点目のがん対策における乳がん対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の乳がん検診率の推移につきましては、平成26年度14.9%、27年度17.3%、28年度は20.8%となっており、年々伸びている状況でございます。また、茨城県における検診率といたしましては、平成26年度16.7%、27年度は17.4%となっております。

次に、2点目の乳がん対策における本市の現状とその課題でございますが、まず、現状といたしましては、保健福祉部内の健康づくり推進課において、県の乳がん検診実施指針に基づき、国・県の補助等の活用により、30歳以上40歳未満の方々を対象とした超音波による検査を年1回実施し、その検診者数は、平成26年度111名、平成27年度159名、28年度は176名、40歳以上の方々を対象に、偶数年齢の方にはエックス線による検査、奇数年齢の方には超音波による検査を毎年実施し、その検診者数は、平成26年度1,931名、27年度2,090名、28年度は2,520名となっており、年代に応じた検査により乳がんの早期発見に努めているところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、本市の検診率につきましては、年々伸びを示す状況にはあるものの県平均と同水準にあり、国の目標数字である50%には至っていない現状でございます。

また、集団による検診においては、予約による実施としておりますが、時間内に検査のできる人数に限りがあるとともに、日程により希望日と合わず検診を受けられない方が出てしまうなどの課題がございます。

続きまして、3点目の乳がんの早期発見と検診率の向上対策でございますが、乳がんの早期発

見には、検診を受けていただくことが最も重要であり、検診率の向上に向け、さきに申し上げました課題等の対策として、希望による検診が可能となるよう日曜検診の実施や今年度より集団検診の日数を8日間増やすとともに、医療機関での検診に要する費用として、今年度から市補助額の上乗せにより負担をいただく額を集団による検診と同額の1,000円とし、検診の体制づくりに努めております。

また、前年度において検診を受けていただいた方々へは、個別勧奨の実施、さらには2年連続未受診の方につきましては、45歳から60歳までの5歳刻みの節目において、今年度より個別勧奨を実施しております。また、41歳となる方々へは、県補助の活用による検診無料クーポン券を配布し、周知に努めているところでございます。

なお、検診時には自己による検診の方法について、保健師の指導に加え、会場内に乳がん検診教育用モデルを設置し、イメージしづらいがんの部位の感触について実際に体験をいただくとともに、自己検診法パンフレット等の配布などにより、日ごろの意識の向上対策にも努めているところでございます。今後につきましても、乳がんの早期発見に向け、保健推進員や市媒体の活用により、検診率向上の施策に積極的に取り組んでまいります。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学習指導要領の改訂の内容についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成29年3月に公示されました小学校、中学校の学習指導要領の改訂のポイントは、現行学習指導要領で学校教育が長年取り組んできた生きる力の育成のための実践や蓄積を生かし、情報化やグローバル化といった社会の変化により、人間の予測を超えて進展する未来社会を子どもたちが自分の力で切り開くための資質・能力、特に多くの人々とのかかわり合う共同性や社会性、さまざまな課題に主体的に取り組む態度や課題を解決する力をはぐくむことを目標としております。そのため、学校が社会と一層連携、共同を図ることによって、その実現を目指すこととしております。

今回改訂される内容につきましては、従来行われてきた道徳を、いじめの問題への対応の充実や児童生徒の発達段階をより一層踏まえた体系的なものにするために、「特別の教科 道徳」として位置づけられました。また、グローバル社会の進展から、外国語によるコミュニケーション能力の必要性が高まり、小学校では3、4年生に外国語活動が新設され、5、6年生においては、これまでの外国語活動が外国語科として教科化されます。また、情報化社会への対応から、コンピュータ等を活用したプログラミング教育など、探求的な活動の充実を図るための活動も重視されております。

次に、今回の改訂に関するスケジュールといたしましては、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度に新学習指導要領が全面実施されます。それに向けて小学校では平成30年度、来年度から3、4年生で実施する外国語活動の一部と、5、6年生では外国語科の一部、さらに全学年で「特別の教科 道徳」を先行実施し、中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」を先行実施することになっております。



市教育委員会といたしましては、国や県の動向を踏まえながら、各学校において円滑に実施するよう現在支援をしているところでございます。

次に、英語教育、プログラミング教育の本市の取り組みと新学習指導要領全面実施までの段階的取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、現在小学校では、5、6年生において外国語活動として週1時間実施し、他の学年については現在行っている国際教育の一貫として、総合的な学習の時間に年間に数時間実施しているところであります。

現在行っている外国語活動の狙いは、児童が英語になれ親しみ、英語を使ってコミュニケーションを図ることであり、担任が中心となって授業を行っております。本市では外国語活動の充実を図るため、本市独自に採用しております5名の外国語活動支援員や中学校に派遣している4名のアメリカ人の英語指導助手、いわゆるALTを全小学校にも派遣しているところであります。

小学校では来年4月から5、6年生に外国語科、3、4年生に外国語活動がそれぞれ年間50時間と15時間で一部先行実施されます。その際移行措置により、従来の外国語活動の時間に加え、総合的な学習の時間を振りかえて実施してもよいこととなっておりますので、本市のほとんどの小学校では、全教科の総授業時数は平成29年度と変わらずに実施する予定であります。平成31年度からは、外国語科及び外国語活動がそれぞれ年間70時間と35時間実施する予定であり、週当たり1時間の授業時数増となる予定であります。

これらの外国語科や外国語活動の指導を充実させるためには、何といたしましても教師の指導力を向上させることが大切であります。そのため教育委員会といたしましても、英語の指導に関する教職員の資質向上のため、県教育研修センターで実施している研修講座を活用したり、中学校に派遣しているALTを小学校に派遣し、市独自に英語力向上の研修を行ったりして、担任全員が外国語科及び外国語活動の指導が円滑に行われるよう支援を行っているところであります。

続きまして、小中学生の英語検定等の検定料の補助金の交付についてのご質問にお答えいたします。

グローバル社会に向けて外国語によるコミュニケーション力の向上が求められており、児童生徒が英語検定等にチャレンジすることも英語を学ぼうとする意欲の喚起につながると考えております。市教育委員会といたしましても、児童生徒が検定等に参加する際の目標や対象学年等についても研究するとともに、検定料の補助のあり方についても今後検討してまいります。

続きまして、プログラミング教育の取り組み方についてのご質問にお答えいたします。

プログラミング教育とは、例えば児童生徒が社会科の授業で聞き手に伝わる発表資料を作成するために、資料からグラフを作成することや作成したグラフの修正や更新をしていく活動を通して論理的に考える力を育成する活動のことであり、現在、本市でも全ての学校というわけではございませんが、既に教科等の中にコンピュータを使用し、これに近い形で導入している学校、あるいは教員もございます。

プログラミング教育を推進していくために、各小中学校に持ち運びができる児童生徒用タブレット型コンピュータや電子黒板等が必要となりますので、市の教育委員会といたしましては、平

成30年度から各学校で活用できるよう整備を進めるとともに、教員がこの指導を進めていけるように教員の資質の向上を図ってまいります。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後も児童や教員、そして地域の現状を、さらには課題を的確に捉え、家庭や地域社会と協力して工夫、改善を図りながら、新学習指導要領の全面実施に円滑に移行できるよう各学校への指導や助言、支援を行ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 消防長。

〔江幡正紀消防長 登壇〕

○江幡正紀消防長 AEDの屋外型収納ボックスを導入し、屋内のAEDを屋外へ移設することについてのご質問にお答えいたします。

本市施設のAEDの設置台数は、議員のご質問にありましており67台でございます。AEDは「薬事法」によって高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、救命処置に重要な医療機器であることから、故障及び盗難などを未然に防止するため、適切な保守管理が求められております。

また、AEDは設置環境にも条件がございます。気温が氷点下の寒冷な環境のもとや極端な高温下においては正常に作動しない可能性もございます。これらのことから本市としましては、年間を通じた気象状況におきましてもAEDを適正に利用することができる状態を維持管理するために、現在屋内に設置しているところでございます。

議員ご質問にもございました屋外型収納ボックスについては承知しておりますが、本市のAEDは、公共施設の正規な利用時間、または就学時間などに在館、在校する住民及び児童などを対象として、屋内設置の条件を付したリース契約により設置しているものでございます。また、屋外型収納ボックスは、防塵、防水がなされ、温度管理及び盗難防止機能が装備されておりますが、その機能などが本市の設置環境条件を満たすものであるか、さらには夜間及び閉庁時における施設の利用者数の実態、並びに周辺住民に対するAED使用方法の普及率、屋外に設置した場合に屋内までの搬送時間などを検証した上で検討しなければならないものと考えております。したがって、現在は公共施設の正規な時間帯に利用する住民及び児童などへの緊急時における早期対応を最重視いたしまして、屋外へのAED移設は考えていないところでございます。

しかしながら、市民の安心・安全を確保するため、現在公共施設に設置されているAEDの有効活用について、特に議員のご質問にございました学校施設を開放する際の対策を小中学校の関係部署及び施設管理者と協議をしてまいります。

○益子慎哉議長 農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 道の駅ひたちおおたの身障者等用駐車場と喫煙所についてのご質問にお答えいたします。

まず、道の駅ひたちおおたにおける身障者等用駐車場は、車の動線や一般の駐車スペースとの関係、利用者の利便性などを考慮し、現在の位置であります施設南側の施設に隣接した場所に3

台分設置してございます。また、喫煙所につきましては、喫煙者と喫煙しない方双方への配慮などから、施設の南側と北側の屋外に1カ所ずつ、計2カ所設置しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、施設の南側につきましては、喫煙所は目隠しの壁はあるものの、身障者等用駐車場と喫煙所が近い距離にあり、風向きの影響などによっては喫煙者の副流煙が身障者等用駐車場に流れていくこともあることから、身障者等用駐車場利用者と喫煙所利用者それぞれに配慮し、「健康増進法」を踏まえた喫煙所の設置場所について検討してまいります。

○益子慎哉議長 深谷議員。

〔7番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○7番（深谷渉議員） ご答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問に入らせていただきます。

初めに、マイナンバーの交付率と普及対策についてでございます。さまざまにこれから取り組んでいくという方針でございます。まだまだ市民の中には、マイナンバーとは何なんだろうということ、わかっていない方が非常にいらっしゃるのかなということでございますので、マイナンバー制度、これらの制度の利便性、そしてそれを支えるツールとしてのマイナンバーカードの利点について、より幅広く今後とも周知徹底をしていただきたいと思います。出前講座等をやっただけということでございますので、しっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、マイナンバー制度による情報連携、また、マイナポータルについてでございます。この利便性が高まる一方で、情報連携が進めば進むほど個人情報の流出を懸念する声が出てくるのは当然でございます。その懸念を払拭するための説明をお願いしたいと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

○加瀬智明総務部長 情報連携のセキュリティ面についてでございますが、個人情報には市区町村や医療保険者といった個人情報を保有する行政機関ごとに各情報が分散管理されております。情報提供ネットワークを通じた情報連携を行う際には、個人のマイナンバーは直接用いず、同一人に対して行政機関ごとに異なる符合というシステム内の番号を用いて個人情報のやりとりをする仕組みとなっております。そのため、各情報機関で保有いたします同一人のさまざまな個人情報が、マイナンバーだけで、いわゆる芋づる式に漏洩することを防止してございます。

さらに、個人番号制度の運用に合わせまして、国が平成28年1月に設置いたしました独立性の高い第三者機関でございます個人情報保護委員会におきまして、市区町村を初めとした個人番号を利用する機関に対して、安全管理措置などの定期的な報告を義務づけ、マイナンバーの取り扱いが適切になされているか監視、監督を行ってございます。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○7番（深谷渉議員） 市民のそういった意見がございましたら、適切な説明が各窓口でもできるようによろしくお願いしたいと思います。

子育てワンストップサービスの運用とその利用促進についてでございますけれども、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの運用が、マイナンバーカード所有者で、自分でマイナンバーカードを利用して手続をする本格的なサービスが、この子育てワンストップサービ

スだと思います。

そこで、マイナンバーの交付窓口以外である子ども福祉課でのカードの交付申請を促すということも非常に有効になってくると思いますので、事務の所管にとらわれない連携した取り組みをぜひともお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、がん対策についてお伺ひいたします。がんの検診率の推移についてでございますけれども、今、非常にかん対策、詳しくお伺ひいたしまして安心したんですけれども、検診率がなかなか、上がってはいるものの、まだそれほど高くはなっていないという現状を理解いたしました。

そこで、乳がん検診によって要検査とされた人数、そしてまた、その後の精密検査受診率について、また、それによってがんが発見された人数の把握がされていれば、できれば過去3年間のデータをお示しいただければと思います。

**○益子慎哉議長** 保健福祉部長。

**○滑川裕保健福祉部長** ただいまのご質問にお答えいたします。

平成26年度におきましては、精密検査を要した人数89名のうち、検査を受けていただいた人数85名、受診率95.5%、2名の方に発見がなされております。27年度においては、精密検査を要した人数98名、内検査を受けていただいた人数96名で、受診率98.0%、4名の方に発見がなされております。28年度においては、精密検査を要した人数128名、内、検査を受けていただいた人数123名、受診率91.1%、8名の方に乳がんの発見がなされております。

いずれの年度におきましても、再度精密検査を受けていただいた割合は90%を超えている状況でございます。

**○益子慎哉議長** 深谷渉議員。

**○7番(深谷渉議員)** 要検査とされた方のその後の精密検査受診率過去3年間が非常に高いなという感じでございます。高いなということで感心して、またほっといたしました。それと同時にこの受診率、ここまで引き上げられてきたご努力に本当に感謝しているところでありますけれども、この受診率を上げるためにどのような対策を今まで行ってきたのかお聞かせください。

**○益子慎哉議長** 保健福祉部長。

**○滑川裕保健福祉部長** ただいまのご質問にお答えいたします。

精密検査を要した方につきましては、保健師による全戸訪問を行い、検査の受診を促すとともに、ご本人の不安等の相談を受けているものでございます。

なお、留守宅においては、再度電話による連絡等をするなどの対応を実施し、いかにして受診いただけるかに努めているところでございます。

**○益子慎哉議長** 深谷渉議員。

**○7番(深谷渉議員)** ありがとうございます。受診率を上げるためには、やはり個別の受診勧奨、または再勧奨「コール・リコール」と言われていますけれども、最も効果があると言われていたことのまさに証明なのかなという気がいたします。

通常個別勧奨は、個別の受診券とかクーポン券の郵送や、パンフレットの郵送によるものが多

い中、戸別訪問、そしてまた、会えなかった人への電話でのアプローチ等、ご苦勞があったかと思ひます。せつかく早期発見につながるチャンスを逃さないようにとの関係スタッフのご努力に改めて感謝申し上げます。

ただ危惧するのは、先ほどの精密検査で乳がんが発見された数について年々発見率が増え、28年度に至っては7%か8%になっているかと思ひますけれども、近年乳がん患者数が増えている状況は、本市でも同様の傾向にあるのかなと思ひます。今後とも市民の命を守るため、この高い精密検査の受診率維持をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、学習指導要領改訂についてお伺いをいたします。この学習指導要領改訂に関しまして読んでいきますと、私などはちょっと勘違いしちゃうんですけども、理解していく上で「必修化」という考え方と「教科化」の考え方の違いがわからないと、なかなか理解しにくいのかなという気がいたします。その違いをわかりやすくご説明をお願ひしたいと思ひます。

**○益子慎哉議長** 教育長。

**○中原一博教育長** 「必修化」と「教科化」の違いについてのご質問でございますが、新学習指導要領におきましては、小学校5、6年生の外国語科、あるいは小中学校での道徳科が教科として位置づけられ、一方、プログラミング教育が必修化として示されております。

ここで言う「教科化」というのは、外国語科や道徳科がこれまでの国語科、あるいは算数、数学科と同じように時間割の中に位置づけられまして、1年間を通して系統的に学習し、学習の結果の評価をしなければならないということになっております。

一方「必修化」とは、教科としては時間割には位置づけられませんが、各教科の学習の中で児童生徒の発達段階を踏まえながら、計画的、体系的に必ず行う学習活動のことでございます。

必修のプログラミング教育についての例を挙げますと、例えば、総合的な学習の時間で学んだコンピュータの操作等を生かして、音楽科では、コンピュータのソフトを使って音の長さや組み合わせ、音程などを考えて作曲の学習をしたり、算数科では図の作成を行い、画面の中で動かして、幾つかの図形の特徴とか、あるいは関連性を捉えたりするなど、さまざまな教科の中で計画的、意図的、しかも体系的に必ず学ばせ、プログラミング的思考を高めていくことでございます。

**○益子慎哉議長** 深谷渉議員。

**○7番（深谷渉議員）** ありがとうございます。この必修化、教科化を理解いたしました。若いお母さん方が「必修化になる」と聞くと、何か教科になるんじゃないかと、そういった危惧が話の中で聞こえるものですから、ちょっとご質問をさせていただきました。ありがとうございます。

次に、英語の検定料の補助制度でございますけれども、今後検討していかれるということでございます。ほかの自治体等では積極的に取り入れているところがかかなり多くなってきておりますので、本市として、本当に子どもさんの教育を援助して、子どもさんの未来のためにもぜひとも検討をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、プログラミング教育でございますけれども、本市は若干取り組みがおこなわれているのかどうかというのは判断しにくいところでありましてけれども、かなり進んでいるところは既にいろいろ

ろな取り組みをされておりまして、つい最近11月21日に、茨城県つくば市と市教育委員会がICT教育に関する研究を市内で開いたということで、児童らがプログラミングで制作した映像などのプレゼンを行ったという記事がございました。小学生が既にこういったプログラミングをしてプレゼンをするというような時代に来ているんだなという思いがしております。30年度から本市も積極的に行っていくという答弁でございますので、ぜひともよろしく取り組みのほど、お願いしたいと思っております。

続きまして、安全・安心な対策についてでございます。AEDの屋外設置についてでございますけれども、本市としては今考えていないということでございます。現在AEDを設置している市の施設は67カ所なんですけれども、その設置場所の周辺の市民にも利用できるように周知されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○益子慎哉議長 消防長。

○江幡正紀消防長 ただいまのご質問にお答えいたします。

市公共施設に設置されているAEDは、ほとんどの施設が茨城県のAED設置登録制度に登録しております。小中学校、幼稚園、保育園は全て登録済でございます。この制度に登録されている施設は、一般市民が利用可能な施設とされており、市民誰もが緊急時に使用することができます。また、この制度に登録している施設には、茨城県から送付されたAEDの設置施設である旨のステッカーが、その施設の玄関などの人目につきやすい箇所に掲示されておりますので、市民周知となっていると考えております。今後さらに市のホームページなどの広報媒体を利用し、市民に周知してまいります。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ただいま「ホームページ等」とございましたが、AEDの設置場所はその施設名が現在載っているだけで、これでは市民にとって親切な掲載方法とは感じられないんです。AEDが24時間使用可能な施設なのか、また施設内が開放されているときだけ利用できるのかの表示と、その施設のどこに設置してあるのかまで、やはりホームページ上できちっと表示するのが親切な掲載方法だと思うんですけれども、そのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○益子慎哉議長 消防長。

終了1分前でございます。

○江幡正紀消防長 市のホームページの掲載につきましては、議員ご指摘のとおり、施設名のみ掲載で、設置場所の掲載は行っておりません。今後はホームページを改め、設置場所の掲載を行ってまいります。また、24時間利用可能な施設と施設内が開放されているとき利用できる施設かの表示と、その施設のどこに設置してあるのかの表示につきましても、AED設置施設ステッカーの表示とあわせて、市民が一目でわかるような工夫をしまして、関係部署及び施設管理者と協議をし、表示してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ありがとうございます。時間もございませんので、身障者等用の駐車

場についても何らかの改善をしていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。